

議案第 8 号

市川市立義務教育学校設置条例の一部改正について

市川市立義務教育学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市立義務教育学校設置条例の一部を改正する条例

市川市立義務教育学校設置条例（平成 2 7 年条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び 6 番 1 号」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 8 月 1 8 日から施行する。

## 理 由

市立塩浜学園の前期課程及び後期課程の用に供する校舎を一体のものとするに伴い、その位置を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。